

宇土市告示第 1 0 5 号

宇土市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 3 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

宇土市移住支援金交付要綱（令和元年告示第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号イ中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、同号ウ中(ウ)を削り、(エ)を(ウ)とし、同号エ(ウ)中「及び(イ)」を「、(イ)及び(ウ)」に改め、同号エ(ウ)を同号エ(エ)とし、同号エ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 過去 1 0 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。

第 2 条第 3 号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週 2 0 時間以上テレワークを実施すること。

第 3 条第 2 項中「令和 5 年 4 月 1 日以降に宇土市に転入した者であって、」を削る。

第 4 条第 1 号エ中「又は特別永住者証明書」を「、特別永住者証明書の写し、特定在留カードの写し又は特定特別永住者証明書の写し」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 2 3 日から施行する。